

多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

## 多久市規則第 9 号

多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年多久市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、多久市職員給与条例（昭和 2 9 年多久市条例第 1 1 号。以下「給与条例」という。）別表第 1 に定める額とする。

2 フルタイム会計年度任用職員は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、職種別基準表（別表）の職種区分に分類するものとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の給料の号給は、前項により分類した職種区分に応じ、職種別基準表の上限号給欄の号給を超えることはできない。

第 4 条第 1 項中「第 3 条に定める会計年度任用職員給料表における区分の 1 号給」を「前条第 2 項により分類した職種区分に応じ、職種別基準表の基礎号給欄の号給」に改める。

第 7 条中「多久市職員給与条例（昭和 2 9 年多久市条例第 1 1 号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第 8 条を次のように改める

## 第 8 条 削除

第 27 条第 1 項中「10 日」を「15 日」に改める。

別表第 1 から別表第 8 までを削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

職種別基準表

職種区分	基準となる職務	基礎号給	上限号給
1 種	補助	1 級 1 号給	1 級 1 3 号給
2 種	一般	1 級 5 号給	1 級 2 1 号給
3 種	高度	1 級 9 号給	1 級 2 9 号給
4 種	相当高度	1 級 2 1 号給	1 級 4 1 号給
5 種	特に高度	1 級 2 9 号給	1 級 4 9 号給
6 種	特に高度困難	1 級 4 1 号給	1 級 6 1 号給
上記以外		職務の内容に応じ市長が定める	

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。